

社会福祉法人両宜会 役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人両宜会（以下「法人」という。）の役員等に支給する報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この規程において「役員等」とは、法人の理事、監事、評議員をいう。

2 この規程において「報酬」とは、役員等が、法人が実施する社会福祉事業のため役務を提供した場合（理事会、評議員会、監事監査その他法人が招集して開催する会議（以下「会議等」という。）に出席した場合を含む。）に、その対価として支給するものをいう。ただし、次項に定める場合を除く。

3 この規程において「費用弁償」とは、役員等が、法人が実施する社会福祉事業のため研修、旅行等に参加した場合に、必要な費用を弁償するものをいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、役員等が法人の職員である場合は、適用しない。

(報酬、費用弁償の額)

第4条 役員等の報酬、費用弁償の額は、別表に定める額とする。

(支給、弁償の方法)

第5条 役員等の報酬は、給与規程に定める方法により支給する。ただし、役員等が会議等に参加した場合には、会議等の開催当日に、現金により支給することができる。

2 報酬は、役員等から辞退の申し出があった場合は、支給しないことができる。

3 役員等の費用弁償は、旅費規程に定める方法により支給する。ただし、前項の規定は費用弁償に準用する。

(規程の改正、廃止)

第6条 この規程を改正又は廃止するときは、理事会の承認を得なければならない。

付 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成22年5月21日から施行する。「役員等の報酬及び費用弁償に関する内規」（平成18年11月1日）は廃止する。

- 2 この規程は、平成23年10月24日から施行する。
 この規程は、平成27年 3月21日から施行する。
 この規程は、平成29年 6月14日から施行する。

別表 役員等の報酬及び費用弁償の額（第4条関係）

区 分	報酬、費用弁償の額		
報 酬	理事長・常務理事	1回 20,000円	法人関係業務・経営打合せ等 人事関係業務・処遇関係業務等
	理 事	1回 10,000円	法人関係業務・経営会議等
	監 事	1回 10,000円	法人関係業務・経営会議等
		1回 30,000円	監事監査
	理事・監事・評議員	1回 6,000円	会議等に出席した場合
継続的に実務を提供する 役員 300,000円（月） 以下とする		継続的な運営・経營業務 ※週1回3時間程度の勤務条件と する	
費用弁償	旅費規程に定めるところによる		